

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（219）」
2. 日時：平成29年7月19日 10時00分～12時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、角谷安全審査官、近田安全審査官、皆川安全審査官、高嶋原子力規制専門員

（シビアアクシデント研究部門）

小城技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他9名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力設備）

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、平成29年7月14日に提出を受けた『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』における、設置許可基準規則等への適合性のうち「フィルタベント」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 可燃性ガスの爆発が発生した場合に考えられる影響について記載すること。
- 定期事業者検査等における窒素置換手順について確認すること。
- 水素爆発防止対策について、フィルタベント系使用前（原子炉運転中）、使用中及び使用後の状態毎に整理し提示すること。
- 格納容器内の水素及び酸素に局所的な滞留がなく、濃度が均一として扱える理由を整理して提示すること。
- フィルタ装置より下流側での水素爆発防止対策が必要ないとしていることについて、人力操作が無いこと等記載を充実すること。
- 水素濃度及び酸素濃度については、MAAP解析に加え水の放射線分解による発生も考慮している旨記載すること。
- 系統図で窒素置換されている範囲を提示すること。
- スクラビング水の移送ポンプ・排水ポンプについて、基準対応上の位置づけ

を整理して提示すること。

- スクラビング水の補給について、フィルタベントの設計条件では24時間給水不要となっているが、実際は7日間給水不要となっている点について整理した資料を提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 別紙1 可燃性ガスの爆発防止対策について